

令和4年11月吉日

総社市議会議長 様

《総社市日中一時支援事業所》

社会福祉法人超寿会 サポートセンターかがやき
株式会社ふれあい にこにこハウスであい
特定非営利活動法人ほっとスペースひだまり キッズくらぶ
一般社団法人あゆみ会 さかそうつぼみ
特定非営利活動法人心ひとつに 日中一時支援事業所ここ mama

日中一時支援事業の委託料改定に関する要望書

表題の件につきまして、早急な対処をしていただきたく要望書を提出いたしますので、
よろしくお願い申し上げます。

記

1 【要望書の趣旨】

日中一時支援事業委託料の再改定について

2 【現在の料金体系】

今年度7月より、新料金体系での運用が始まりました。内容は以下の通りです。

- ◎これまで3つであった時間枠を5つに増やした
- ◎これまで区分はなかったが、支援の程度により3つの区分とした
- ◎医療的ケア児が利用できる事業所を増やすため、委託料を増やした
- ◎比較的軽度とされる障害児について委託料が1/2になった
- ◎その他の児童については従来通り

3 【料金改定の経緯と現状の課題】

近年全国的に増加傾向にある発達障害児ですが、総社市でも同様に増加しています。その中で大切なことは、発達障害児の居場所の確保であると思われます。新たに区分を設定することについて、市は以下のように説明されました。

◎日中一時支援としての予算は限られているが、医療的ケア児の増加が予想されるた



め、新たに3つの区分を設定し予算内での適切な利用を推進する。

◎軽度の子どもは本来地域で育むべきなので、日中一時支援事業は放課後児童クラブより少し高めの料金設定とし、適切な支援につなげる。

そして今年度7月より、医療的ケア児をA区分、中度障がい児(手帳等所持者)をB区分、軽度障がい児(要支援者)をC区分とし新料金体系はスタートしました。A区分により多くの委託料を充当するため、C区分の委託料を従来の半分に下げた形です。しかし現状では、市内にA区分の医療的ケア児を受け入れられる日中一時支援事業所はないため、各事業所はC区分の子どもの数だけ委託料が削減されることになりました。しかも蓋を開けてみるとほとんどの利用者がC区分の判定となっており、各事業所は大幅な収入減を余儀なくされています。問題点として以下のようなことが挙げられます。

◎判定のあいまいさ

他の利用者への暴力行為・器物破損・外へ出たがる等々、目を離すことができず1対1での対応が必要な利用者でもC区分判定がついているケースもある。

◎利用料(利用者負担額)の差異

日中一時支援の利用者負担額(委託料の1/10)は放課後児童クラブの利用料より高めとなっているが、計算方法が違うため単純に比較できない。(一般的な利用と比較すると日中一時支援の方が低額になっている)

そのため、当初の目的に反し、日中一時支援事業所の利用が増えている。

その他にも以下のような問題点があり、日中一時支援事業所の運営を圧迫しています。

◎放課後児童クラブには家賃や水光熱費の負担がなく発達障がい児加算もある一方、日中一時支援事業所はそれら全てを自己負担しなければならない。

◎水光熱費(電気代)に加えガソリン代も高騰しているため、自動車で送迎も行う日中一時支援事業所には大きな負担増となっている。

今回の委託料改定により、事業所の利用者数あたりの収入は前年に比べ1/3となっております。これでは、職員の給料を支払うことすらできず、事業所を閉所せざるを得ません。このままでは多くの障がいを持った子どもたちの居場所がなくなってしまいます。結果日中一時支援事業の本質である、ご家族の方の一時的な休息の機会も奪うこととなります。また、医療的ケア児の利用できる事業所も開設されておらず、当初市が説明したような地域での支援体制とはほど遠い状態です。福祉に力を入れる国の施策にも逆行しており早急な見直しが必要です。

今回の改定は、もともと数年前から事業所連絡会で協議されたものですが、当初の案は

7

時間枠を増やすことで利用に即した料金体系にすることが目的でした。子どもたちの居場所を維持するためにも、またご家族の精神的・経済的負担を軽減するためにも、時間枠については現行のものを続行、区分については以前のもの(区分なし一律)に戻していただきたく思っています。

私たち日中一次支援事業所の全職員は、年々増えている発達障害の子どもたちが抱える様々な問題とも日々向き合っています。例えば、共働き家庭の増加、母子・父子家庭の増加、ネグレクト・ヤングケアラーなど一人一人が抱える問題や保護者の方が抱える問題に真摯に向き合っていきたいと思っております。また、本来の日中一時支援事業に求められてきた、預かり・余暇活動の場の確保だけではなく、より多様化するニーズにも応えられるように万全の体制を整えていかなければなりません。

そのためには、指導員(有資格者)の確保が不可欠になってきます。子どもの多種多様化により専門的な知識を習得するための研修の実施等も必要となっています。利用者への十分なサービスを提供するためにも委託料の1日も早い再改定を強く望んでおります。

総社市障がい者大綱には「総社市は障がい者の一生に責任をもちます」とあります。また、全国屈指の福祉文化先駆都市、子育て王国そうじゃを標榜しています。

「倉敷市では不登校になってしまったが、総社市に転居後とても楽しく学校に通っている。総社に来てよかった」「うちの子は発達障害を持っているが総社市でならと思って家を建てました」などの声も聞こえています。こうした方々を裏切ることのない、またこのような嬉しい声がさらに聞こえてくる総社市になることを市民としても切望しています。

そのためにも、子どもたちの居場所である「日中一時支援事業所」が存続できる委託料体系への再改定を強く要望いたします。